

お知らせ

児童手当の現況届を忘れずに

児童手当の現況届は、手当を受けるための大切な更新手続きです。毎年6月1日現在で受給資格要件を満たしているかなどを確認します。6月上旬までに全受給者宛てに送付しますので、用紙に記載されている窓口へ郵送か直接提出してください。届出を行わないと手当が受けられなくなります。注意してください。

支給月 6月・10月・翌年2月  
 児童一人当たりの支給月額 1万5,000円(3歳未満) 1万5,000円(3歳～小学生) 1万円(第3子以降は1万5,000円)(中学生) 1万円(所得制限限度額以上の世帯) 5,000円  
 〇 〇 2 7 - 2 2 0 - 5 7 0 1

車椅子収納装置の設置に補助

身体障害者が運転する自動車の改造への補助が、これまでのハンドル、ブレーキ、アクセルなどの改造費用への補助(上限

10万円)に加え、車椅子収納装置などを新たに設置・改造する費用も補助の対象になりました。設置・改造する前に申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

対象 ① 次の全てを満たす人。① 車椅子を使用する障害者自身が自ら所有する自動車を運転② 世帯の市民税所得割が16万円未満補助金額 ① 設置・改造などに掛かった費用(上限20万円)  
 〇 〇 2 7 - 2 2 0 - 5 7 1 1

おむつを支給する対象を拡大

おむつの支給を受けられる対象者が拡大されました。これまでの、特別障害者手当や障害児福祉手当を受給している人に加え、以下の人に1カ月3,000円分の紙おむつを支給します。詳しくは問い合わせください。  
 対象 ① 以下の全てを満たす人。① 疾患での神経障害が原因で排尿や排便機能に障害がある(所定の医師の診断書が必要) ② 3歳以上65歳未満 ③ 施設などに入っていない ④ 常時失禁状態  
 〇 〇 2 7 - 2 2 0 - 5 7 1 1

企業などの統計調査を実施

7月1日(火)を基準日に、全国一斉に「経済センサス―基礎調査」と「商業統計調査」を実施します。日本の経済力を知るための重要な調査です。調査票の内容の秘密は厳守します。また、統計作成の目的以外には使用しません。ご協力ください。

対象 ① (経済センサス―基礎調査) 全国全ての事業所・企業(商業統計調査) 卸売業・小売業を営む全ての事業所・企業  
 調査方法 ① (支社などのない事業所や新設された事業所) 調査員が6月末までに直接調査票を配布し、7月から調査票を回収。インターネットでも回答できます(昨年9月に実施した「企業構造の事前把握」で確認した企業や組織) 6月末までに企業の本社などに調査書類を郵送。郵送かインターネットで回答してください  
 調査結果の公表 ① (速報) 来年6月(確報) 来年11月以降。インターネットや政府刊行物で  
 〇 〇 1 1 - 7 0 (受け付けは午前9時～午後8時)

給付金を支給します

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を支給します。各給付金の専用ダイヤルを6月2日(月)から開設。また、対象と思われる人へ6月下旬に申請書を発送します。詳細は決まり次第お知らせします。

□臨時福祉給付金

対象=市県民税(均等割)が非課税の人(課税者の被扶養者や生活保護受給者などを除く)  
 支給額=1万円(加算対象者は1万5,000円)  
 〇 〇 2 7 - 8 9 8 - 1 1 9 2

□子育て世帯臨時特例給付金

対象=ことし1月分の児童手当・特例給付を受給していて昨年の所得が児童手当の所得制限額未満の人  
 支給額=対象児童1人につき1万円  
 〇 〇 2 7 - 2 4 3 - 1 1 9 2

景観の専門家がアドバイス

良好な景観づくりを支援するため、景観アドバイザーによる無料相談を実施。建築物の外観やデザインなどを、専門のアドバイザーが助言します。



〇 〇 2 7 - 8 9 8 - 6 9 7 4

都市計画の決定と関係図書縦覧

次の都市計画を変更しましたので、関係図書を縦覧します。縦覧場所 ① 県庁都市計画課、市役所都市計画課  
 ● 用途地域  
 位置 ① 古市町・新前橋町・元総社町の各一部  
 面積 ① 約7.6 畝  
 ● 地区計画(新前橋駅南地区)  
 位置 ① 古市町・古市町一丁目・新前橋町・元総社町の各一部

市長 コラム



かつての長州、現在の山口県萩市にある明倫小学校を訪問してきました。同小学校では毎日、児童が吉田松陰先生の言葉を朗唱しているそうです。

楯取県令が群馬の小学生のために編纂した「修身説約」には、人の徳として「正直」が示されていました。また、太平洋戦争を終結に導いた鈴木貫太郎総理は、「正直に腹を立てずに撓まず励め」との言葉を母校の桃井小学校に残しており、先人たちの残した言葉が、今も道徳教育として息づいていることを感じさせます。

さて、来年はNHK大河ドラマ「花燃ゆ」の放送があり、そして前橋空襲から70年目にあたる年でもあります。平和と復興を願う市民ミュージカルや上泉伊勢守の剣聖サミットも開催される予定です。先人の精神と努力を後世に残し、平和への願いを新たにすため、市民皆さんのお力をお貸しください。

山本 龍

都市計画変更案の閲覧と公聴会

面積 ① 約10.1 畝  
 ● 地区計画(多田山産業団地)  
 位置 ① 西大室町・東大室町の一部  
 面積 ① 約14.1 畝  
 ● 土地区画整理事業(新前橋駅前地区)  
 位置 ① 古市町・箱田町・小相木町の各一部など  
 面積 ① 約97 畝  
 ● 2・2・97号鳥羽町東公園  
 位置 ① 鳥羽町  
 内容 ① 地下に立体的範囲を定める  
 〇 〇 2 7 - 8 9 8 - 6 9 4 3

昭和町三丁目地区(昭和町三丁目・下小出町一丁目の各一部)の都市計画を変更する原案がまとまりました。この閲覧と公聴会を行います。

変更内容 ① (用途地域) 同地区の用途地域を第二種中高層住居専用地域から準住居地域へ変更(②地区計画) 建築物の用途の制限を変更  
 閲覧期間 ① 6月10日(火)～23日(月)(土日曜を除く)、午前8時30分～午後5時15分  
 縦覧場所 ① 市役所都市計画課  
 公述申出書・意見書の提出 ① ①について意見のある利害関係者は、6月23日までに住所・氏名・

地区計画を縦覧します

前橋問屋団地地区計画の決定の原案がまとまりましたので縦覧します。  
 縦覧期間 ① 6月10日(火)～23日(月)(土日曜を除く)、午前8時30分～午後5時15分  
 縦覧場所 ① 市役所都市計画課  
 意見書の提出 ① この計画案について意見のある土地所有者などは6月24日(火)～30日(月)に意見を記入した意見書を市役所都市計画課へ郵送か直接  
 〇 〇 2 7 - 8 9 8 - 6 9 4 3